

事業者各位

小山町長 池谷 晴一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による休業要請について（通知）

令和2年4月16日に政府の基本的対処方針等諮問委員会が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が7都府県から全都道府県に拡大されました。また、特定警戒都道府県からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、「三つの密」をつくらないことを強く要請されております。

これを受け小山町は、感染拡大防止の観点から町民の生命と健康を守る措置として関係施設に対しまして休業要請をすべきと判断いたしました。

つきましては、貴施設に下記のとおり要請いたします。

記

1. 要請内容 業務の休業
2. 要請期間 令和2年4月29日（水）から5月6日（水）まで
3. 対象業種 ① 飲食・宿泊機能を有する施設
② 集客施設
4. 町民の安定的な生活の確保が必要な施設への要請
自宅等で過ごす町民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続が下記施設には要請されておりますが、感染拡大防止の観点から営業時間の短縮などによる部分休業での対応を要請します。なお、部分休業については、別紙チラシ裏面をご確認ください。
① 食堂、レストラン、カフェ等
② ホテル、旅館、民宿、山小屋等
③ ゴルフ場、レース場、カート場等
5. その他
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う協力金の詳しい内容については、別紙チラシをご覧ください。
 - ・同封した「休業実施以降調査」にご協力ください。

【担当】

小山町商観光課 高橋・小野
TEL：0550-76-6114
FAX：0550-76-2795